

## IG 補償状(LOI)の見直しについて

### はじめに

国際グループ(IG)の B/L 委員会(以下、委員会)は、以下の状況で使用が推奨される補償状(LOI)標準書式の文言を見直しました。

- オリジナル B/L の提示なしでの貨物の引き渡し
- B/L に記載されている港以外での貨物の引き渡し
- B/L に記載されている港以外で、オリジナル B/L の提示なしに貨物を引き渡す場合

委員会での作業は、BIMCO との連携により入手した貿易業者や用船者からの情報とともに、文言に関して長年にわたって寄せられた多くのコメント等に大いに助けられました。また委員会は、元海事裁判所判事の見解を参考に、文言を最終決定しました。2009 年のプレーメン・マックス号事件での判決を踏まえ、委員会は一部文言に修正を加えましたが、かなり長期間にわたり、このような文言の全体的な見直しを行ったのは、初めてのこととなります。

委員会は、文言の全面改訂の可能性を排除せず、オープンマインドでこの見直しに臨みました。一部の意見では内容を大幅に変更する可能性を示唆していましたが、一方で委員会での討論では、LOI の通常の取り扱い方法(たとえば、LOI チェーン内のすべての当事者が単一の LOI に署名するなど)の手続き上の変更を提案しました。しかし、この見直しの際に、英国高等裁判所は、ミラクルホープ号が運送した 7,600 万ドル相当の貨物に対する LOI から生じた紛争に関する一連の判決において、LOI の文言とそこから生じる執行の問題を、詳細に検討する機会がありました。委員会は、これらの判例から LOI の文言には根本的な欠陥はなく、したがって LOI の文言を扱う際に、業界が現在採用している内容、形式、手順を抜本的に変更することで生じる不確実性によって、得るものよりも失うものの方が大きいと考えました。(これは助言をいただいた元判事も支持したところです。)そのため、新しい草案は古い文書の進化版となっています。

### 総評

3 つの LOI の文言は(基本的な理論的相違点はあるものの)すべて同じ実務用語を使用しているため、3 つの LOI 書式すべてに対応する修正が加えられました。各 LOI の導入部分は、それぞれのケースで求められる要件を反映しつつ文書の流れを改善するために小さな段落に分割されました。

LOI の文言に関する紛争が法廷に持ち込まれることは比較的少ないものの、LOI が(通常)船主と LOI 発行当事者との間の契約であり、何百万ドルもの価値がある可能性があるという事実から目をそらすべきではありません。通常はスムーズに進みますが、うまくいかない時には船舶は拘留される可能性があり、船主は LOI 発行者による LOI 条項の履行を強制するために法的手続きを開始せざるを得ないこともあります。LOI は国際貿易では避けられないものですが、船主と LOI 発行当事者の双方が真剣に取り組むべきものです。

そのため、今回初めて、受領者は締結する契約が非常に高額になる可能性があることや、LOI を提供する当事者の信用度を考慮する必要があることを注意喚起する注釈が、B/L 自体に付け加えられました。この注釈はまた、オリジナル B/L の提示なしに貨物を引き渡した場合に、受領者の P&I カバーに重大な影響が及ぶことも強調しています。

委員会は、注釈にいくつもの理由を記載している通り、英国法及びその司法管轄権をそのまま維持しています。

委員会は、銀行がカウンターサインをすることはまれであること(そして銀行独自の文書を使用する可能性があること)は認識していますが、銀行が LOI にカウンターサインをする際に考慮すべき点を表す雛形として機能するのであれば、銀行のカウンターサイン用の文書は残すべきであると考えました。そのため銀行用の文言自体には大きな改訂はありません。

## **説明文**

以下の説明文は、推奨文言に関するこれまでの修正またはその他決定の背後にある委員会の考えを説明することを意図しています。これらは、オリジナル B/L の提示なしに引き渡した場合の補償に焦点を当てていますが、オリジナル B/L に記載されている港以外での引き渡しについての補償に関しても修正を行っています。

## **概要**

IG が推奨する 3 種類の基本的な LOI は、「オリジナル B/L の提示なしでの貨物の引き渡し」、「B/L に記載されている港以外での貨物の引き渡し」、「B/L に記載されている港以外で、オリジナル B/L の提示なしでの貨物の引き渡し」です。それぞれの LOI には、銀行がカウンターサインをする場合の条件を定めた追加バージョンもあります。LOI の前文 (各ケースで船社に対する要請を大まかに記述している部分) を除けば、各 LOI の運用規定と対応する銀行のカウンターサイン用の文言は同じです。その結果、LOI 本文それぞれの運用規定に同じ修正が加えられました。銀行のカウンターサイン用の文面は実質的に修正されていません。委員会の経験では、LOI に銀行がカウンターサインをすることは滅多にありませんが (そのような場合、通常、銀行独自の文言が使用されます)、委員会は、銀行用の文書を残しておくことは、それが使用される場合に備えるため、また銀行が提供する文言と比較するための雛形としての価値があると考えました。

## **冒頭の注釈**

Loi の受領者に、締結しようとしている LOI 契約が非常に高額になる可能性があること、LOI を提示した者の信用度を考慮する必要があること、さらにオリジナル B/L の提示なしに貨物を引き渡した場合の重大な影響を考慮する必要があることを注意喚起するための注釈が追記されました。

## **船舶、港、貨物、B/L の詳細**

この部分の書式は拡張され、追加情報を挿入できるよう見出しが追加されました。これらの修正と追加の目的は、LOI の対象となる B/L と貨物について、完全に明確にすることです。

## **序文の段落**

文書の流れを改善するために、従来の LOI 文言ではひとつの文章であった第一段落は、二つの段落に分割されました。最初の項目は、B/L に何が起きたのかについて記載し、2 つ目は、要請の内容を記載しています。従来の「しかし、B/L は到着していない」という表現は、「しかし、B/L は現在提示できない」という文言に変更されました。これは、貨物について提出する B/L が存在しない多くの理由と、荷受人が満たすことができない特定の要件を、より正確に表しています。

新たに第 2 段落の文言は変更されました。引き渡し依頼者が指名した個人/会社 (または依頼者であると合理的に考えられる個人/会社) に貨物を引き渡すという要件については変更ありません。運送人は、個人を特定し、その身元の詳細を LOI に記録して確認できるよう望むこともありますが、運送人を最大限保護するために、この書式では意図的に広義の文言にしています。引き渡しが行われる当事者の地位に関する表記や確約が追加されているのは、引き渡し依頼者が約束していることを強く確認し、依頼者の言葉の本質を明確にするためです。

## 各条項

第1項 – 修正なし。

第2項 – 修正なし。この条項は重大な影響を与える可能性があります。2020年のミラクルホープ号訴訟では、応訴のために多額の資金を提供する命令が下されています。

第3項 – 本項は、より解釈しやすくするため3つの段落に分割され、さらに修正も加えられました。LOIの受領者が所有または管理する船舶や財産がある場合、担保を提供する明示的な義務等が追加されました。これにより、例えば、一連のLOIの一部として用船者がLOIを受領し、その所有船舶（または用船者が用船した船舶）が担保のために拘留された場合、用船者はその貨物を運送した船舶の所有者と同じ立場に置かれることになります。

小項目(a)では、担保を提供する義務を意図的に無制限にしています。LOIの受領者が船舶を解放させるために担保を提供した場合、LOIに基づく義務は、たとえ提供された担保が拘留された船舶の価額を超えていたとしても、LOIに基づきその担保に代わるものを提供する（または裏保証を提供する等）義務があることを明確にする文言が追加されました。これは、例えば、船舶や財産に対する更なる妨害を避けるため、単に要求された担保を提供することが適切である場合、提供した担保が貨物を運送した船舶またはその後拘留された別の船舶の価額を超えているかにかかわらず、LOIの受領者が不利益を被るべきではないという事実に対処するものです。

第4項 – （液体貨物がドライ貨物にかかわらず）ばら積貨物用施設に関する限り、(a) 荷揚げが行われ、貨物がより大きな貨物の一部になり、その貨物を再び特定することが事実上困難になった場合、また (b) 物理的に荷受人自身に引き渡されていない場合（例えば、貨物がタンク施設やサイロの運営者に物理的に引き渡された場合など）であっても、要請された人物への引き渡しが行われたものとみなされることを明確にするために、修正が加えられました。

第5項 – 本項は、B/Lが最終的に貨物の引渡しを受けた当事者に到達した場合にのみ、LOIの義務が終了することを明確にするために修正されました。

第6項 – 修正なし。

第7項 – 本項は、LOIに基づく執行および／または紛争を英国裁判所の専属管轄権に委ねるよう修正されました。本項は幅広い議論の対象となりました。例えば、用船契約の準拠法及び裁判管轄条項を反映させるか、法律及び裁判管轄の選択を当事者間の交渉に委ねるか、といった選択肢が検討されましたが、多くの理由から、英国法を維持することが決定されました。この理由として、高等法院における広範な差止命令発付権、手続を統合する権限、LOI紛争処理における高等法院の経験、補償の連鎖を「完全なもの」にするための「契約（第三者の権利）法」[the Contracts (Rights of Third Parties) Act]の利用、LOIのチェーンにおける執行を容易にするため、LOIのチェーンにおいて同じ法律と裁判管轄を採用することを奨励する手段として、この文言に明示的な選択を含めることの利点があげられます。

## **署名規定と注釈**

署名規定に若干の修正が加えられました。その意図は、LOIに署名する人物を明確に特定することであり、また当該人物特定の重要性だけでなく、当該人物が、当該企業を一連の厳格な条件に拘束し、多額の潜在的な金銭的負担を負わせる権限をもつかを検討する時間を取ることの重要性を強調するため、注釈が追加されました。これらの点に対処することで、署名した人物が当該企業を拘束する権限を持たず、LOIを無効とする可能性のある議論の範囲を狭めることができるはずです。

## **銀行が LOI に参加することに同意する文言**

銀行が関与する場合、銀行は通常、銀行独自の文言を使用するよう主張しますが、今回の LOI の文言でも、銀行保証に関する文言はそのまま使用されています。唯一の修正点は、第 2 項(補償に関する文言の第 3 項(b)の規定を反映したもので、これは、旧バージョンの銀行用文言にはなかったもので、銀行が LOI 要請者と同じ状況で対応する必要がないという議論を封じることが意図しています。